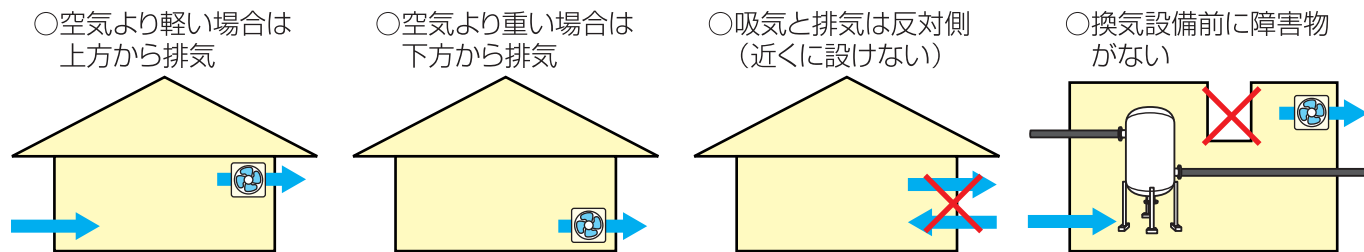


④換気設備の設置

1時間10回以上の換気能力の換気設備を設置し、24時間稼働させることが必要です。

- a) 可燃性天然ガス発生設備が設置された部屋には、1時間に10回以上の換気能力を有する換気設備が必要です。
- b) 吸気口と排気口の位置、部屋内の構造物の配置等は、適切な配置にする必要があります。
- c) 自然換気で1時間10回以上と同等の換気能力があると認められる場合は、機械換気設備を設けなくても構いません。

換気設備の適切な配置とは？



⑤ガス警報設備の設置と温泉の採取の停止

ガス警報設備を設置し、メタン濃度が10%LEL以上で警報音を発しなればなりません。25%LEL以上で温泉のくみ上げを停止しなければなりません。

(※消防法で規制を受けるガス警報設備の基準がありますので、ご注意ください。なお、消防法の適用を受けない場合においても、消防法の基準を参考に設置してください。)

- a) ガス警報設備は、メタン濃度0.5% (10%LEL) 以上で、関係者が常駐する場所で警報音を発しなればなりません。
- b) 温泉の採取のための動力又は自噴を、迅速かつ確実に停止できる構造としなければなりません。ただし、温泉井戸の構造等により動力又は自噴が停止できない場合は、部屋内の電気設備は、メタン濃度が1.25% (25%LEL) 以上で自動停止 (※この場合にあっては、換気設備は停止させずに、防爆化して常に稼働させる必要があります) できるようにするか、防爆化しなければなりません。

⑥立入禁止・火気使用の禁止

関係者以外立入禁止にするとともに、「火気厳禁」等の掲示を行い、ボイラーなどの火気設備を新たに設置してはいけません。現在設置しているボイラーなどを引き続き置く場合は、メタン濃度が25%LEL以上で自動停止させなければなりません。

- a) 可燃性天然ガス発生設備が設置された部屋に、ボイラー等の火気設備を新たに設置してはいけません。施行日より前からのものを引き続き設置する場合は、その位置にガス警報設備を設置し、メタン濃度が1.25% (25%LEL) 以上で、当該火気を使用する設備を自動停止しなければなりません。
- b) 可燃性天然ガス発生設備が設置された部屋は、関係者以外の立入禁止とし、入口及び部屋内の見やすい場所に火気の使用を禁止する旨を掲示しなければなりません。

⑦新設の電気設備の防爆化

防爆化していない電気設備は新たに設置してはいけません (温泉井戸深部にあるものは除く)。現在設置している電気機器は、そのまま設置できますが、交換時には防爆化しなければいけません。

可燃性天然ガス発生設備が設置された部屋には、防爆化されていない電気設備を新たに設置してはいけません (※施行日より前からのものを引き続き設置する場合は、温泉の採取のための動力又は自噴を、迅速かつ確実に停止できる構造とするか、換気設備を防爆化し、メタンの濃度が1.25% (25%LEL) 以上で部屋内の電気設備を自動停止できるようにしなければなりません。また、当該電気設備そのものを交換する時 (修理や消耗品の交換等を除く) には防爆化させる必要があります)。

⑧配線ケーブル等を通じた可燃性天然ガスの侵入の遮断

可燃性天然ガス発生設備内部の電気器具からの配線ケーブルがある場合は、制御盤や配電盤等の前にジャンクションボックスを設ける等、可燃性天然ガスの侵入を遮断する措置が必要です。

⑨都道府県の職員による実地の確認

屋内に可燃性天然ガス発生設備が設置されている場合には、上記の対策に適合するかどうかの都道府県職員による実地での確認を受けなければなりません。

⑩地下ピットに関する特例

屋外に地下ピットがある場合は、2種類の対策が考えられます。

- a) 入り口 (マンホール) を格子状の金網等にして、水平距離1m (可燃性天然ガスが多い温泉は2m) かつ垂直距離5mの範囲内で、火気使用を禁止し、関係者以外の立入を禁止する等の措置を実施する。
- b) 電気設備 (※温泉井戸深部にあるものは除く) はすべて防爆化し、火気使用を禁止する。さらに温泉井戸や地下ピットからの排気口を高さ3m以上に設ける。
上記の対策のほか、可燃性天然ガスが他の屋内に移動することを防止するための配線ケーブルの保護管入口の閉塞等の措置を実施する。

⑪その他

基準の一部が適用されない場合や上記以外の基準が設けられる場合がありますので、あらかじめ都道府県にご相談ください。

(3) 温泉採取の方法についての基準

①日常的な点検の実施

以下の点検を行い、その結果を2年間保管しなければなりません。

- a) 屋外の可燃性天然ガス発生設備は1月1回以上、屋内の可燃性天然ガス発生設備及び換気設備は1日1回以上、異常の有無を目視により点検すること。
- b) 屋内の可燃性天然ガス発生設備から可燃性天然ガスが漏出してないか携帯型の可燃性ガス測定器を用いて、1日1回以上点検すること。
- c) 貯湯タンク等の内部に水位計が設置されている場合には、1月1回以上、その損傷の有無について点検すること。
- d) 地下ピット内に温泉井戸が設置されている場合には、1月1回以上、温泉井戸、温泉井戸や地下ピットからの排出口の異常の有無を目視により点検すること。

②災害防止規程の作成

以下の災害防止規程を作成し、採取の場所に備えておかなければなりません。

(※災害防止規程の作成に当たっては、事前に都道府県に相談してください。)

- a) 災害防止措置の実施体制 (安全担当者の選任を含む) に関すること。
- b) 災害の防止のための点検の項目及び方法に関すること。
- c) 災害その他の非常の場合に実施すべき措置に関すること 等